一般質問

平成31年3月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	3番 峯尾 進	持続可能な町づくりに向けた人口対策は
2	11番 森 丈嘉	地域防災力を向上させるために
3	7番 尾尻 孝和	(1)日本国憲法と地方自治法を基本に据えた町政運営 について (2)自治会をどのように位置付け、支えるのか
4	9番 原 憲三	(1) 防災・減災の対策は (2) 展望広場の改名は
5	2番 井上 泰弘	町道の整備は

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

http://www.town.nakai.kanagawa.jp/

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 持続可能な町づくりに向けた人口対策は

3番 峯尾 進

人口減少に悩む今日、町は定住促進に向けて、多くの支援策を掲げており、空き家バンク・住宅支援・子育て 支援など展開しております。施策の推進は総合戦略などで、町の良さをアピールして、定住につなげる取り組み が、位置づけられております。しかし、人口減少は止まる事なく、特に若年世代では利便性の良い地域への転出 が続いております。町はこれらの現状を受け止めたうえで、事態の分析と対応した仕組みづくりが課題となりま す。そのためには、町の特性を活かした持続可能な町づくりの再考と、町内における地域資源の利活用や、移住 環境の整備など、内なる環境の基盤強化を図る事が不可欠と考え、現行事業の検証と今後の取り組みを伺います。

- 1、人口転出抑制と定住促進事業における分析及び検証と今後の取り組みは。
- 2、将来人口推計を考慮すると生活関連サービスの縮小と地域コミュニティ機能の低下が考えられるが、この事にどのように対応して行くのか。
 - 3、地域資源の利活用と移住環境整備などのブラッシュアップは。

【町長答】

町では、人口減少社会という現実を受け止めながらも、そのスピードを緩やかなものとし、将来的に地域の活力を維持・発展させるために、第六次中井町総合計画に掲げた施策に取り組んでいるところであり、中井町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略により、人口ビジョンにおける目標人口を確保するための取り組みを推進しております。

「人口転出抑制と定住促進事業における分析及び検証と今後の取り組みは。」につきましては、平成27年度策定の町人口ビジョンでは、現状の分析で20から30歳代での転出が多いことから、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標を踏まえつつ、20から30歳代の若いファミリー層に支持される施策を町の総合戦略に掲げ抑制に努めているところです。

国全体で人口減少が加速するなか、人が集まる魅力あるまちづくりを進め、人を呼び込む、人を減らさない施策の推進は、総合計画・総合戦略をはじめとした町の目指す目標でもあります。人口減少、転出抑制の成果はすぐには表れておりませんが、総合戦略も5年目を迎え、客観的な業績評価指標に基づく成果を示していく段階に来ており、効果検証や見直しを図り、次年度以降の事業に反映させ、定住促進につなげていきたいと考えております。

「将来人口推計を考慮すると生活関連サービスの縮小と地域コミュニティ機能の低下が考えられるが、この事にどのように対応していくのか。」につきましては、生活関連サービスは、地域における一定の人口規模の上に成り立っており、その人口規模を下回れば撤退が進み、生活が不便になることでさらなる人口減少の要因にもなることから、町では商業施設・医療機関の誘致を行い、地域公共交通としてオンデマンドバスの運行など、生活関連機能の確保に努めているところです。

また、人口減少や高齢化に伴う自治会活動の縮小・停滞は、地域活力の衰退のみならず、防災・防犯の面から も重要な課題であることから、自治会役員研修会や補助など、各種の自治会支援事業の充実に努めているところ です。

「地域資源の利活用と移住環境整備などのブラッシュアップは。」につきましては、町で一番の集客力を誇る中井中央公園に、国の交付金を活用し整備した里都まち交流拠点は、住む人と訪れる人がふれあい、寛げる、そして中井をもっと知ってもらうための情報拠点と地域活動の場としての充実に努め、中井中央公園を目的に来町された方に、スポーツ環境や里山などの自然環境を堪能していただき、中井中央公園を核に町内の観光スポットを巡り、中井の良さを感じていただけるような魅力形成に努めたいと考えています。また、農産物・農作物などを活用した里都まちブランドなど、町が持つ地域資源のブラッシュアップに努めてまいります。

移住環境整備については、商業施設、医療保健施設、学校へのアクセスの良さが住居を構えるうえでの重要な条件であることから、これまでも誘致等を進めてきたところです。自然環境、駅はないが二つの鉄道を利用することのできる鉄道環境、インターチェンジからのアクセスなどの中井町の良さを生かし、町内のきめ細かな移動手段としてのオンデマンドバスの運行など、必要な都市機能の確保・充実に努めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

【問】2 地域防災力を向上させるために

11番 森 丈嘉

21世紀は、荒ぶる自然と脆弱化する地域社会の時代といわれており、高齢化の進む住民からの行政への期待は高まる一方である。

地震災害に強い町を実現する「防災力」として、地域を強靭化し被害を出さない予防力、被災を緩和する対応力、被害から迅速に復興する復興力を一体化した「国土強靭化地域計画」が求められている。そこで伺います。

- 1、地域強靭化のための事前防災として、建物の耐震化、不燃化、防災基盤整備などが必要となる。これまでの取り組みは。
- 2、発災時に、他自治体からの支援や協力を得ないで対応できる「自治体の自助力」が必要である。自助力向上への取り組みは。
- 3、「災害時活動マニュアル」はどの業務を誰が、どういう手順で行うのかというものであり、「業務継続計画」 は限られた人数で行うための重要業務の順位付けなどである。準備はできているのか。
- 4、熊本地震では、被災時の直接死者数50人に対し、避難所でのストレスなどによる関連死と認められた人数は222人であった。避難所運営の事前準備は必須である。運営マニュアルと訓練の実施は。
- 5、復旧・復興を、現状復旧以上とする目標を掲げ、地域衰退に備える事前復興計画が必要とされているがい かがか。

【町長答】

近年、全国各地で大規模な地震や異常気象による風水害・土砂災害などが頻発しています。こうした自然災害は発生自体を止めることはできませんが、予め災害に対する準備を整えておくことにより、被害を防いだり減らしたりすることはできます。町ではそうした防災・減災の取り組みを計画的に推進し、安心して暮らすことのできるまちづくりに鋭意取り組んでいるところです。

「地域強靱化のための事前防災として、建物の耐震化、不燃化、防災基盤整備などが必要となる。これまでの取り組みは。」についてお答えします。

町では、宅地の安全性の向上、公共建築物の耐震・不燃化、建築物の倒壊防止を図り、人的被害の防止に努めています。特に建築物の耐震化においては、町民の生命、財産を守ることを目的に、木造住宅の「耐震診断」や耐震基準を満たしていない木造住宅の「耐震改修工事」等に要する経費の一部を補助しています。

また、今年度より個人宅のブロック塀の倒壊事故を防止するため撤去経費などへの補助制度も設け、災害に強いまちづくりに取り組んでいるところです。

「発災時に、他自治体からの支援や協力を得ないで対応できる『自治体の自助力』が必要である。自助力向上への取り組みは。」についてですが、いざ、大規模災害、特に大規模地震がおきた場合は、広域同時被災の可能性が十分にあることから、発生初期においては他自治体に頼らない災害対応が必要になってくることが想定されます。町としては、建築物の耐震化の推進、防災無線の整備、防災資機材や備蓄品の整備充実などのほか、地域防災力の一翼を担っていただく自主防災会への支援や町民への情報提供、啓発などを推進し、町、地域、町民が一丸となり災害対応にあたっていくこととしたいと考えています。

「『災害時活動マニュアル』はどの業務を誰が、どういう手順で行うのかというものであり、「業務継続計画」 は限られた人数で行うための重要業務の順位付けなどである。準備はできているのか。」についてお答えします。

「中井町業務継続計画」は平成28年に策定、「中井町職員初動マニュアル」は平成30年に策定しており、両計画とも、非常時の優先業務内容や時間軸の中で行うべき業務の内容や手法などが記載された計画になっています。また、毎年、様々な災害を想定した職員の災害対応訓練や県との合同訓練等を実施し、各種計画やマニュアルの課題検証や見直しを行っております。

「熊本地震では、被災時の直接死者数 50 人に対し、避難所でのストレスなどによる関連死と認められた人数は 222 人であった。避難所運営の事前準備は必須である。運営マニュアルと訓練の実施は。」についてお答えします。 災害時の避難所運営マニュアルについては、地域防災計画の中で定めているところですが、近年の災害時の行政主導の避難所運営で様々な課題が報告されたことから、国においては、過去の大規模災害時の避難所運営を検証し、改めて避難所運営マニュアルの基本モデルを策定し市町村に提示しているところです。避難所は災害の種類や規模、地域特性などによって運営内容が大きく変わることから、本町でも国提示モデルをベースとしつつ、現在、関係者等と調整しながら、住民も積極的に関わる避難所運営マニュアルを策定しているところです。なお、実際の運営については、避難者や関係者などが詳細を協議し運営していただくことになるものと考えます。

また、避難所の運営訓練については、平成26年に最初に町職員のみで訓練を行い、その後は毎年、広域避難場所で、そこを避難先とする地域の皆さんにご参加いただき、避難所に実際に宿泊していだく訓練を実施しており、訓練では、開設にあたっての留意事項の確認やパーソナルスペースを作るための間仕切りパーテンションの設置などを実施。また多様な避難者を想定した運営方法等を図上訓練として実施しています。

「復旧・復興を、現状復旧以上とする目標を掲げ、地域衰退に備える事前復興計画が必要とされているがいかがか。」事前復興計画については、発災後の甚大な被害を想定し、迅速かつ円滑な復興のまちづくりの検討や対策を地域住民等と協働で協議し、地域の目指すべき将来像や復興の基本方針等を平時のうちにまとめた計画で、現在では南海トラフ地震の被害想定結果を踏まえ、津波被害のリスクが高く相当広範囲に甚大な被害が想定される自治体等において、事前復興計画を策定、又は策定を検討しているところが多いというように聞き及んでいます。本町においては、災害により相当広範囲の地域が甚大な被害を受ける状況を想定していないことから、現時点では事前復興計画の策定は考えておりません。

【問】3 (1) 日本国憲法と地方自治法を基本に据えた町政運営について

7番 尾尻 孝和

自由民主党の改憲案が提示されるなど、今、日本国憲法をめぐって論議が広がっています。

憲法第九十九条の規定「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」との規定に従って町長が町政運営をおこなうことは当然のことですが、さらにすすめ、町長として日本国憲法の三大原理とされる「基本的人権の尊重・国民主権(民主主義)・平和主義」の精神をどのように認識され、また町政運営に生かそうとされるのか。

また、憲法第八章「地方自治」、第九十二条が掲げる「地方自治の本旨」という規定をどのように認識されているか。ならびにこの規定に基づき制定された地方自治法第一条「この法律は・・・地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。」第一条の二「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」という規定をどのように認識され、町政運営にどのように生かしておられるか。

【町長答】

日本国憲法の三大原則である国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の考え方は、戦後日本の平和と安定、経済発展に大きく寄与してきたと認識しております。

また、日本国憲法は「地方自治の本旨」として、地方公共団体の自治を保障しており、一般的には「団体自治」と「住民自治」の2つの要素からなると言われています。住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であり、団体自治は、地方自治が国から独立した団体にゆだねられ、団体自らの意思と責任の下でなされるという自由主義的かつ地方分権的要素であると言えます。地方自治法においても、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本に、地方自治の自主性及び自立性が尊重され、国と地方の役割分担が示されているところです。

このことを踏まえ、町では、暮らしやすく豊かな地域社会を実現することを目的に、平成 26 年に中井町自治基本条例を制定し、町民の意思を尊重して福祉の増進を図るとともに、町の発展のために公正かつ誠実に職務を遂行することを町長の責務として定めております。

その責務を全うし、町民の暮らしを守り、町民が安全で安心して快適に住み続けることができるよう、町政運営に引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

【問】3(2)自治会をどのように位置付け、支えるのか

7番 尾尻 孝和

中井町には27の自治会があり、世帯単位の加入による住民の多数によって構成され、それぞれの地域住民にとって共通する課題、地域の抱える多面的問題に取り組んでいます。行政の末端組織的な性格の仕事にも取り組んでいますが、基本、住民の自主的な組織として活動しています。

時代の推移とともに、新規加入の減少と退会が増える傾向にあり、加入割合の減少と加入世帯の減少が進んでいます。

今後、自治会が地域住民の自主的な組織としてさまざまな取り組みを進めていくうえで、

- 1、行政として自治会をどのように認識し、位置づけているか。
- 2、自治会の現状とかかえている課題をどのように認識されているか。
- 3、行政としての自治会活動支援策として、自治会館建設や修繕への支援策がおこなわれているが、支援の周 知徹底はどのようにおこなわれているか。
 - 4、修繕40万円枠の引き下げ、ないしは、枠のない支援をバリアフリー工事以外にも対象を広げる考えは。
 - 5、支援を自治会の所有・管理する倉庫、構築物などの取り壊し、建て替え、修繕も対象にする考えは。

【町長答】

自治会は、地域住民の相互扶助のための自主的な組織として運営されているところですが、本町においては従前より、町行政と地域住民とをつなぐパイプの役割も担っていただいており、町にとって大変重要な存在であり、今後とも相互連携のもと、より良いまちづくりにご協力いただきたいと考えているところです。

「行政として自治会をどのように認識し、位置づけているか」についてですが、冒頭申し上げましたとおり、自治会には、町から住民への情報提供や地域の意見・要望のとりまとめのほか、防犯、防災、環境対策等、様々な面でご協力いただいております。自治会は本来的には住民自身による自主的な組織という理解ではあるものの、町としては、安心して暮らすことのできる、より良いまちづくりに協働で取り組んでいくパートナー的な存在であると認識しているところです。

「自治会の現状とかかえている課題をどのように認識されているか」についてですが、昨今の少子高齢化・核 家族化などの進展により、自治会員の高齢化、自治会役員の担い手不足、自治会加入率の低下、自治会からの退 会などが課題となっているものと認識しています。 「行政としての自治会活動支援策として、自治会館建設や修繕への支援策がおこなわれているが、支援の周知 徹底はどのようにおこなわれているか。」についてですが、毎年4月に行っている自治会長会議において、詳細説 明を含めた周知を行っております。なお、事業の流れとしては、10月末までに要望を提出していただき、予算化 したうえで、次年度、申請に基づき支援するという流れとなっています。

「修繕40万円枠の引き下げ、ないしは、枠の無い支援をバリアフリー工事以外にも対象を広げる考えは。」と「支援を自治会の所有・管理する構築物などの取り壊し、建て替え、修繕も対象にする考えは。」については関連がありますので、併せて回答させていただきます。

町では、自治会の自主的な活動がより一層促進されるよう、その活動拠点となる自治会館の新設、増改築、補修等の工事に対し、中井町自治会館増改築費及び補修費に関する補助金交付要綱に基づき、財政的な支援をさせていただいておりますが、修繕等に係る補修工事は、バリアフリーに資する工事以外は 40 万円以上の工事を対象とする下限枠を設けさせていただいております。また、集会施設以外の倉庫、構築物等についても補助対象外とさせていただいております。

自主的な組織ではあるものの、町と密接な関わりを持つ自治会への支援に係る公費負担のあり方を調整してき たなかで、現行の制度を運用させていただいておりますので、ご理解賜りますようお願いします。

なお、自治会員の高齢化や会員の減少、活動運営費の減少など、いま自治会を取り巻く環境も刻々と変化してきていますので、改めて自治会への公費負担のあり方や行政の関与のあり方なども検証しつつ、的確な自治会支援のあり方を検討してまいりたいと考えていますので、併せてご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【問】4(1)防災・減災の対策は

9番 原 憲三

防災関係機関の実施責任について、「中井町地域防災計画」と題して中井町防災会議が平成28年6月に発行しました。「防災対制の充実」の文章に「消防救急体制は、小田原市消防本部による常備消防を中心に、地域には7分団128人からなる消防団がある。消防団は火災、風水害、地震などの災害に備えており、地域の防災時の核として重要な役割を果たしているが、年々団員の確保が難しくなっている。」「町民と行政が適切で迅速な行動ができるよう防災対策の総合的な推進を図っていく。」とあることから伺います。

- 1、消防団懇話会への諮問事項の「消防団員の適正人員・確保対策」は、どの様になったか。
- 2、以前に女性消防団について伺ったが「危険を伴うことから考えていない」でした。しかし、啓蒙活動や女性でもできる災害活動がある。再考は。
 - 3、環境の似た町村で中距離での災害協定の検討結果はいかがか。
 - 4、災害時の職員人手不足対策に各自治会に災害時運行車両の許可制度導入はいかがか。

【町長答】

町では、地震災害や風水害・土砂災害等に備え、防災行政無線の整備や広域避難場所の設定、防災資機材・備蓄品の整備充実、急傾斜地崩落防止対策などのほか、総合防災訓練や避難所運営訓練の実施、消防団や自主防災会への支援・連携、防災ガイドブックの作製・配布など、防災に関するハード、ソフトの各種事業を計画的かつ積極的に推進し、安心安全のまちづくりに鋭意取り組んでいるところです。

「消防団懇話会への諮問事項の『消防団員の適正人員・確保対策』は、どの様になったか。」についてですが、昨年、有識者から成る消防団懇話会に対し、今後の中井町消防団が直面する課題について検討を依頼し、先般ご意見をいただいたところです。このうち「消防団員の適正人員・確保対策」については、現行の団員定数を維持すること、在勤者の入団を認めることなどを提言いただきました。町としては、この提言を受け現行の定数、組織を維持するとともに、入団対象者の間口を広げるため町内在勤者の入団を認めることとし、今般、中井町消防団条例の関係規定の改正を行うこととしたところです。

「以前に女性消防団について伺ったが『危険を伴うことから考えていない』でした。しかし、啓蒙活動や女性でもできる災害活動がある。再考は。」の質問についてですが、現在、消防団の任務の中には、啓発活動や後方支援など、体格や体力にとらわれることのない業務もありますので、女性の活躍も考えられるところです。本人の希望と対象分団の団員確保状況がうまくマッチングできれば、女性の入団、活躍も可能と考えます。

なお、女性消防団のような女性だけの組織については、団員確保や運用上難しい面もあることから、現在設置 は考えておりません。

「環境の似た町村で中距離での災害協定の検討結果はいかがか。」についてお答えします。災害時相互応援協定に関しては、広域レベルでの取り組みが進んでいます。平成29年に、山梨県を含む関東1都7県の町村会で組織する関東町村会において、「災害時における相互応援に関する協定」を締結したところであり、有事の際、被災町村のある町村会が窓口となり、他の町村会所属の町村へ食料、物資等の提供、人材の派遣等を依頼する仕組みとなっており、本町もその恩恵を受けることができるようになっています。なお、個別の市町村との相互応援協定についても、引き続き調整していきたいと考えています。

「災害時の職員人手不足対策に各自治会に災害時運行車両の許可制度導入はいかがか。」についてお答えします。大規模災害発生時における広域避難場所や一時避難場所である自治会館等への物資輸送車両について許可制を、とのご提案かと存じます。大規模災害発生時に交通規制が行われる緊急交通路や緊急輸送道路の指定や規制は県公安委員会の所管業務となりますので、町において通行許可等の対応をすることはできない状況です。

なお、災害が発生しても交通規制が行われない場合、または規制が解除された際は、公用車による輸送や自主防災会と連携した物資搬送等に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

【問】4(2)展望広場の改名は

9番 原 憲三

中井町は、昨年なかい誕生 110 周年を迎えました。中央公園の交流人口を増やすため地方創生交付金等による、「里都まち CAFE・ピザ窯」等がオープンしました。

野球場外野側の丘陵ローラー滑り台のスタートの上部にハート形モニュメント及びハート形の植栽ができました。 現状は案内地図によりますと「展望広場」になっていますが、新たなネーミングを考えてはと思います。 そこで伺います。「愛と感謝の丘」にしてはと考えますがいかがか。

【町長答】

ハート型のモニュメントは、なかい誕生 110 年という節目の年に、中井町の目指す将来像である「一人ひとりが主役!魅力育む 里都まち♡なかい」にちなみ、中井中央公園の展望広場に寄贈いただきました。

ハートは、心臓や恋愛表現、相手への好意のほか、広義には「真心」や「心のふれあい」を表すもので、幅広 い年齢層が訪れ利用や交流(ふれあい)が広がる中井中央公園には、ふさわしいシンボルと言えます。

さらに、公園内に里都まち交流拠点の整備に合わせ、交流拠点から園内を眺めたときに、町のキャッチフレーズである「里都まち♡なかい」をよりイメージしやすくするため、展望広場の法面にツツジをハート型に植栽いたしました。

近年では、展望広場において「大声コンテスト」も開催されており、交流拠点としての中井中央公園の新たなシンボルとして、「里都まち♡なかい」の魅力発信の一翼を担えればと考えておりますので、新たなネーミングを考えていきたいと思います。

なお、新たなネーミングについては、認知度の向上を図るということもありますので、公募による募集を行い たいと考えておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。

【問】5 町道の整備は

2番 井上 泰弘

私達の生活は、たくさんの公共施設等により支えられています。中でも大きなウエイトを占めているのが道路です。 道路は、あまりに身近すぎて、その大切さや存在すら、気にとめないようなものになっています。

中井町には、鉄道の駅はありませんが、近隣市町の国道や有料道路と接続する県道は整備され、道路網は充実しています。これらの駅や道路へは、町内のどこからでも車で30分以内に利用できる距離となっています。

また、秦野市では、新たに新東名高速道路が建設され、国道246号バイパスが計画されています。

このように国や県の管理する道路が整備されるなか、本町の道路整備が遅れていると感じています。

道路は、産業の振興・地域の振興・交通の円滑化・時間短縮・利便性の向上等、道路の役割は、まちづくりに欠かせないものです。

そこで、まちづくりの観点から、町道の整備をどう考えているのか、お伺いいたします。

- 1、幹線道路の整備は。
- 2、生活道路の整備は。

【町長答】

現在、町が町道として認定している路線は、県道や他の市町と関連する1級幹線町道が4路線約8.3 km、集落間を結ぶ2級町道が13路線約22km、その他町道が207路線約84kmの計約114kmの実延長となっております。

町の道路網は、県道を含め南北の縦軸と東西の横軸で形成されており、丘陵地形や河川などの制約を考慮して も、渋滞が頻発する状況は無く、概ね良好に整備されていると考えております。

また、今後のまちづくりに活用が期待される国道 246 号バイパスの秦野中井インターチェンジ西側の事業化に関しては、今年度より促進協議会に参加して国・県に対し要望活動を実施しているところですので、事業化に合わせ効果的な連絡道路の整備について近隣市町と連携し、検討を進めてまいります。

「幹線道路の整備は」についてですが、幹線道路の持つ課題としては、交通量の多い路線や今後土地利用の促進に必要と思われる路線に、未改良部分を抱えていることなどがあげられますが、橋梁や舗装の老朽化対策など、維持に関わる費用が大きな負担となっております。

現時点では、舗装の補修など、安全で円滑な通行を確保することに重点を置いておりますので、幹線道路については、財政状況を見ながら整備を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

「生活道路の整備は」ですが、一般的に生活道路には、認定町道のほかに所有者が個人の私道や、開発による 道路で所有権以外の権利が付随しているものなど、様々な形態があり、こういった私道などは、所有者による整 備や管理が原則となります。

認定外の道路については、条件はございますが、地域の同意が整えば舗装工事に対する補助制度も設けており、 過去 10 年で 9 箇所の舗装工事に補助をしております。

認定町道では、宅地に接した未舗装道路が約140mあり、その原因としては、境界が未確定であることから、舗装工事にご理解をいただけていない状況ですが、関係地権者に協力を得るべく、継続的に交渉の場を設けております。また、ニーズを捉え制度の充実も検討してまいりますので、ご理解いただきたいと考えております。